

## 「スキー研究」掲載規定

「スキー研究」への掲載に際しては以下の三つの細則の各要件を満たすものとする。

1. 投稿細則
2. 執筆細則
3. 審査細則

### 1. 投稿細則

#### 1. 1 投稿者の資格

1. 1. 1 投稿は本会に寄与する内容であれば、会員資格に限らず投稿できる。
1. 1. 2 投稿論文は未発表、かつ他誌に投稿中ではない論文に限る。ただし、学会大会、講演会、シンポジウム、国際会議等における研究発表、あるいは各種研究助成の交付を受けた助成団体に提出した報告を基に、内容を充実させた論文は投稿できる。
1. 1. 3 招待による論文等の内容及びその著者の選定は編集委員会が必要に応じて行う。招待による論文等も本規定に従い取り扱われる。

#### 1. 2 掲載内容の区分

1. 2. 1 本誌掲載内容は下記に示すとおり、1) 論文、2) 報告、3) その他特に編集委員会が掲載を認めたものとする。投稿にあたっては投稿者自身が以下の区分を明確にする。
  - 1) 論文には原著論文および総説論文の区分を設ける。なお、原著論文とは独創的な学術研究の成果を理論的にまとめた論文を指し、総説論文とは一定の研究分野について体系的に概観し、課題の整理や評価・展望を伴っている論文を指すものとする。
  - 2) 報告には調査・実践報告、研究資料、翻訳の区分を設ける。なお、調査・実践報告とはスノースポーツに関連の深い事象や教育実践についての報告や記録を指し、研究資料とはスノースポーツに関する研究上価値があると判断される資料や情報を指すものとする。また、翻訳とはスノースポーツの実践および研究に資すると判断される海外の論文等の翻訳を指す。
  - 3) 上記1)、2)以外の掲載内容としては、シンポジウムや講演の記事等とする。

#### 1. 3 使用言語

1. 3. 1 原稿に使用する言語は原則的に日本語、独語または英語とする。ただし、編集委員会で特に他の言語の使用の必要性を認めた場合はこの限りではない。

#### 1. 4 著作権および著作権

1. 4. 1 採録された原稿の著作権は原則として本会に帰属する。ただし、特別な事情により著者から申し出があった場合には、著作権の取扱いについて、著者と本会との間で協議の上措置する。
1. 4. 2 採録された原稿の著作権は本会に帰属する。
1. 4. 3 著者自身による学術教育目的等での利用については、出所を明示することを条件に、本会の許諾を必要としないものとする。
1. 4. 4 著者は、本誌が電子化され採録された原稿がインターネット上で公開されることについて了解しているものとする。
1. 4. 5 採録された原稿の内容についての責任は、すべて著者が負うものとする。

#### 1. 5 掲載料

1. 5. 1 採録された原稿の著者は掲載料を負担するものとする。掲載料は別に定める。掲載料は本誌発行時に請求する。ただし、招待による論文等の著者には掲載料の請求はしない。
1. 5. 2 納入された掲載料については、本会に責任がある場合を除いていかなる場合も返却されない。
1. 5. 3 掲載原稿の別刷を必要とする場合は申し出があればこれに応じるが、その費用については申請者の負担とする。別刷料は別に定める。

#### 1. 6 投稿連絡票

1. 6. 1 投稿にあたっては原稿の種別に依らず所定の投稿連絡票に必要事項を記入し提出するものとする。投稿連絡票は日本スキー学会ホームページよりダウンロードすることができる。
1. 7 投稿先及び投稿方法
  1. 7. 1 原稿の提出先は本会編集委員会とする。
  1. 7. 2 投稿する原稿は、完成した原稿を PDF ファイル形式に変換したもので、その容量は 10Mbytes 以内とする。ファイル変換の詳細解説記事は、日本スキー学会ホームページよりダウンロードすることができる。
  1. 7. 3 投稿原稿及び投稿連絡票は、原則として電子メールに添付し本会指定のメールアドレスへ送信し提出するものとする。
  1. 7. 4 前項のファイル形式・容量・投稿方法について、投稿者から申し出があり、編集委員会が認めた場合には、この限りではない。
  1. 7. 5 原稿受付日は、投稿原稿が編集委員会に届いた日とする。
  1. 7. 6 著作物のプライオリティの発効日は、原稿受付日とし、これを本誌に明記する。
1. 8 倫理・利益相反
  1. 8. 1 研究対象者や被験動物の倫理的な取り扱いについて十分に配慮する（倫理委員会による確認・承認を得る等）とともに、実際に配慮した点や、その旨を論文中に明記することが望ましい。
  1. 8. 2 利益相反に関する説明を原稿の末尾（謝辞の後および引用文献の前）に記載する。また、開示すべき利益相反状態が無い場合もその旨を記載する。
1. 9 投稿細則の改正
  1. 9. 1 投稿細則の改正は編集委員会がその必要を認めた場合に行い、理事会の承認を得るものとする。

(2003 年 10 月 1 日 制定)  
 (2004 年 3 月 24 日一部改正)  
 (2013 年 5 月 26 日一部改正)  
 (2015 年 1 月 17 日一部改正)  
 (2024 年 3 月 4 日一部改正)

◆掲載料について（2019 年 4 月 1 日変更）

区分	掲載料
第一著者が会員の場合	2 万 5 千円 <sup>※1</sup>
第一著者が非会員の場合	3 万 5 千円 <sup>※1</sup>
編集委員会が招待した論文・報告・その他記事等の場合	無料 <sup>※2</sup>
規定頁数を超過している場合	8 千円/頁
カラー印刷等特殊な印刷を要した場合	実費

※1 著者が掲載された論文の別刷を必要とする時は、別途別刷料を支払い購入するものとする。

※2 各著者には掲載誌を 1 部進呈する。別刷については上記同様。

◆別刷料（印刷代及び送料）について（2019 年 4 月 1 日変更）

部数	50 部	100 部
別刷料	10,500 円	15,500 円

上表以外の部数を希望される場合は別途編集委員会へお問い合わせください。

◆投稿先メールアドレスについて

journal@js3.jp（日本スキー学会「スキー研究」編集委員会宛）

※なお、投稿後 10 日以上経過しても、編集委員会より受付の連絡がない場合はお問い合わせください。